

金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書

年 月 日

殿

(日本銀行経由)

報 告 者	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名	
		住所又は主たる 事務所の所在地	国籍	
報 告 者	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名	
		住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者電話)			

下記のとおり報告します。

1 金銭の貸付けの相手方 又は発行会社の名称			
2 金銭の貸付け、貸付 けの返済、社債の取 得又は償還の内容	実行年月日	金額	金銭の貸付け、貸付けの 返済、社債の取得又は償 還の別
3 その他の事項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、金銭の貸付けの相手方又は社債の発行会社の別に記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 4 金銭の貸付けの返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。
- 5 「2 金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)

別紙様式第二十
報告書記入例 (例1：金銭の貸付けの返済)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書

2009年 6月 23日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。
〇〇大臣殿 2.〇〇には事業所管大臣を記入すること。
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	エックス・ワイ・ゼット・コーポレーション(XYZ Corp.) 代表者 エイ・ビー・シー 記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 100	国籍 合衆国	アメリカ
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	〇〇株式会社 責任者記名押印又は署名 代表者 甲野 太郎 〇〇事業部長 丙野三郎 (印)		
		住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区〇〇町〇〇番地	
事務上の連絡先 (担当者電話)	〇〇株式会社 Tel.3279-1111 経理課 乙野次郎 内線 1111			

下記のとおり報告します。

1 金銭の貸付けの相手方 又は発行会社の名称	日本〇〇化学株式会社		
2 金銭の貸付け、貸付 けの返済、社債の取 得又は償還の内容	実行年月日	金額	金銭の貸付け、貸付けの 返済、社債の取得又は償 還の別
	2009年6月23日	「US\$ 10,000,000.-」	金銭の貸付けの返済
3 その他の事項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、金銭の貸付けの相手方又は社債の発行会社の別に記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 4 金銭の貸付けの返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。
- 5 「2 金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)

別紙様式第二十
報告書記入例 (例2: 社債の取得)

根拠法規: 対内直接投資等
に関する命令

金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書

2009年 6月 23日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。
〇〇大臣殿 2.〇〇には事業所管大臣を記入すること。
(日本銀行経由)

報 告 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	ディー・イー・エフ・コーポレーション(DEF Corp.)		
		代表者 ジー・エイチ・アイ	記名押印又は署名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク 100	国籍	アメリカ 合衆国
		〇〇株式会社	責任者記名押印又は署名	
代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	代表者 甲野 太郎	〇〇事業部長 丙野三郎	(印)
	住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区〇〇町〇〇番地		
事務上の連絡先 (担当者電話)		〇〇株式会社 経理課 乙野次郎	Tel.3279-1111 内線 1111	

下記のとおり報告します。

1 金銭の貸付けの相手方 又は発行会社の名称	日本〇〇化学株式会社		
2 金銭の貸付け、貸付 けの返済、社債の取 得又は償還の内容	実行年月日	金額	金銭の貸付け、貸付けの 返済、社債の取得又は償 還の別
	2009年6月23日	額面総額: 〇〇億円 取得価額: 〇〇億円	社債の取得
3 その他の事項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、金銭の貸付けの相手方又は社債の発行会社の別に記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者記名押印又は署名を省略して差し支えない。
- 4 金銭の貸付けの返済には期限前返済、社債の償還には期限前償還がそれぞれ含まれる。
- 5 「2 金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金銭の貸付けの場合は貸付金額、貸付けの返済の受入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は額面総額及び取得価額、社債の償還の受入れの場合は償還価額をそれぞれ記入すること。
- 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格A4)

対内直接投資の届出に係る「金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書」の記入の手引

1. 報告が必要な取引または行為

外国投資家が本邦にある会社（上場会社、店頭登録会社<以下「上場会社等」といいます>および非上場会社）に対し金銭の貸付けまたは社債の取得を行うために、過去に「金銭の貸付けに関する届出書」（別紙様式第六）または「社債の取得に関する届出書」（別紙様式第七）を提出している場合の、当該金銭の貸付けし、もしくはその貸付けの返済または当該社債の取得もしくはその社債の償還。

2. 報告の時期

取引日から 30 日以内に報告をして下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

—— 30 日目にあたる日が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

3. 提出書類および提出部数

「金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書」（別紙様式第二十）・・・報告書の名宛大臣数

4. 名宛大臣

報告書の名宛大臣とは、財務大臣および発行会社の営む事業の所管大臣（その子会社または完全対等合弁会社が事前届出業種に属する事業を営んでいる場合は、当該事業の所管大臣を含む）をいいます。原則、当該株式または持分を取得するために提出済みの「金銭の貸付けに関する届出書」（別紙様式第六）または「社債の取得に関する届出書」（別紙様式第七）に記載された名宛大臣と同じになります。事業所管大臣が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

5. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本報告書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「2 金銭の貸付け、貸付けの返済、社債の取得又は償還の内容」の「実行年月日」に記載したのと同じ「年月日」を入力して下さい。